

佐賀県告示第 89 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 25 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 3 年 3 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-BUTINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 1- [1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル] ピペリジン（通称名：3F-PCP、3-Fluoro-PCP）及びその塩類
- (3) 化学名 3- {2- [エチル（プロピル）アミノ] エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート（通称名：4-AcO-EPT）及びその塩類
- (4) 化学名 エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2- [（R）-ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2- [（S）-ピペリジン-2-イル] アセテート（通称名：threo-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類
- (5) 化学名 エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2- [（S）-ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2- [（R）-ピペリジン-2-イル] アセテート（通称名：erythro-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。